年　　月　　日

株式会社証券保管振替機構　御中

会社・法人の名称

代表者役職名

氏　名

実質的支配者に係る届出書（変更）

　上記の会社・法人（以下「届出法人」という。）に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成２０年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号。以下「犯収法施行規則」という。）第１１条第２項に定める実質的支配者について、下記のとおり届け出いたします。なお、貴機構より追加の書類・情報等の提出を求められた場合には、速やかに適切な対応を致します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ①氏名・名称 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |
| ②住居・所在地 | 〒 　　 － |
| ③生年月日（注４） | （西暦）　　　　年　　　月　　　日 |
| ④関係性（注３） | 区分 |  | （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑤外国PEPs（注４・５） | 該当 |  | （理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| ①氏名・名称 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |
| ②住居・所在地 | 〒 　　－ |
| ③生年月日（注４） | （西暦）　　　　年　　　月　　　日 |
| ④関係性（注３） | 区分 |  | （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑤外国PEPs（注４・５） | 該当 |  | （理由：　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 　） |

|  |  |
| --- | --- |
| ①氏名・名称 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |
| ②住居・所在地 | 〒 　　－ |
| ③生年月日（注４） | （西暦）　　　　年　　　月　　　日 |
| ④関係性（注３） | 区分 |  | （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑤外国PEPs（注４・５） | 該当 |  | （理由：　　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| ①氏名・名称 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |
| ②住居・所在地 | 〒 　　－ |
| ③生年月日（注４） | （西暦）　　　　年　　　月　　　日 |
| ④関係性（注３） | 区分 |  | （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑤外国PEPs（注４・５） | 該当 |  | （理由：　　　 　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| ①氏名・名称 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |
| ②住居・所在地 | 〒 　　－ |
| ③生年月日（注４） | （西暦）　　　　年　　　月　　　日 |
| ④関係性（注３） | 区分 |  | （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑤外国PEPs（注４・５） | 該当 |  | （理由：　　　　 　　　　　　　 　　　　　　　　　　　） |

（注１）届出法人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号）第４条第５項に規定される国等に該当する場合には、本書の提出は不要です。

（注２）届出法人の実質的支配者が複数存在する場合には、その全てを記載してください。上記の欄が足りない場合には、同様の欄を設けた別紙等を作成して提出してください。

（注３）届出法人の実質的支配者が、犯収法施行規則第１１条第２項各号に規定するいずれの実質的支配者に該当するかを確認の上、下表の「実質的支配者に該当する者」欄内の「区分」欄のうち該当するものの記号を、上表の「④関係性」内の「区分」欄に記入し、併せてその内容を具体的に記入（「〇％の議決権を間接保有」等）してください。なお、下表の「類型」欄において、便宜のため、「備考」欄記載の根拠規定の内容を記載しておりますが、概略にとどまりますので、実質的支配者の該当性については届出者において法令に照らしてご判断ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 類型 | 実質的支配者に該当する者 | 備考 |
|  | 区分 |
| １　届出法人が資本多数決法人（＊１）である場合 |
|  | （１）当該法人の議決権の総数の４分の１を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人がいるとき（以下の①又は②に該当する場合を除く。）①当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合②他の自然人が当該法人の議決権の総数の２分の１を超える議決権を直接又は間接に有している場合 | 当該自然人 | Ａ | ・根拠規定：犯収法施行規則第１１条第２項第１号・４分の１を超える議決権を直接有する自然人がいない場合であっても、議決権者の中に法人が含まれている場合には、自然人による間接保有分を確定するために、当該法人である議決権者のすべてについて、これらを犯収法施行規則第１１条第３項第２号に規定する支配法人とする自然人の有無を確認してください。 |
|  | （２）（１）には該当せず（＊２）、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいるとき | 当該自然人 | Ｂ | ・根拠規定：犯収法施行規則第１１条第２項第２号 |
|  | （３）（１）又は（２）のいずれにも該当しないとき（＊２） | 当該法人を代表し、その業務を執行する自然人 | Ｃ | ・根拠規定：犯収法施行規則第１１条第２項第４号 |
| ２　届出法人が資本多数決法人以外の法人（＊１）である場合 |
|  | （１）当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の４分の１を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人がいるとき（以下の①又は②に該当する場合を除く。）①当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合②当該事業に係る財産の総額の２分の１を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がいる場合 | 当該自然人 | Ｄ | ・根拠規定：犯収法施行規則第１１条第２項第３号イ |
|  | （２）出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいるとき | 当該自然人 | Ｅ | ・根拠規定：犯収法施行規則第１１条第２項第３号ロ |
|  | （３）（１）又は（２）のいずれにも該当しないとき | 当該法人を代表し、その業務を執行する自然人 | Ｆ | ・根拠規定：犯収法施行規則第１１条第２項第４号 |

（＊１）犯収法施行規則第１１条第２項第１号に規定される資本多数決法人をいい、株式会社、投資法人、特定目的会社等がこれに含まれます。資本多数決法人以外の法人としては、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等があります。

（＊２）届出者が然るべき確認をしてもなお、資本関係が複雑であるなどのやむを得ない理由により該当する自然人を把握できない場合を含みます。

（注４）実質的支配者が犯収法施行規則第１１条第４項に規定される国等又はその子会社である場合も、自然人と同様の要領で記載してください。但し、「③生年月日」欄及び「⑤外国PEPs」欄への記入は不要です。

（注５）「⑤外国PEPs」欄については、実質的支配者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成２０年政令第２０号）第１２条第３項第１号又は第２号に規定される者に該当する場合には、「該当」欄に「有」と、該当しない場合には「無」と記入してください。「有」と記入した場合には、併せてその理由を具体的に記入（国名、地位、家族関係等）するとともに、犯収法施行規則第１４条第３項に規定される書類又はその写しを提出してください。

・株式会社証券保管振替機構（以下「当機構」という。）は、本書類及び本書類の添付書類に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務など、当機構の業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。

・当機構の個人情報保護に関する事項は、ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。